

申請期限は
令和3年1月15日

宿泊事業者を対象に衛生設備などの整備費用を支援 県の観光宿泊施設緊急対策事業



県では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む県内の宿泊事業者を対象に、衛生設備やワーケーション受け入れ環境の整備などの費用を支援しています。

- 対象 県内の宿泊事業者
- 補助対象事業
- 感染症対策整備

区分	内容
衛生設備整備	センサー付き水道蛇口、空気清浄器など
飛沫感染を防ぐための備品購入	アクリル板、ビニールカーテン、ルームサービスワゴンなど
○ワーケーション受入環境整備	
区分	内容
無料公衆無線LANの整備	Wi-Fiなどの導入
スペースの改装に係る設備整備	音響設備設置、プロジェクター設置など
スペースの改装に係る備品購入	事務用デスク、会議用プロジェクター、パーテーションなど

- 補助対象経費 次のいずれかに該当する経費
 - ▶機器購入費▶設置工事費▶設備購入費
 - ▶備品購入費▶撤去費ーなど
- ※整備後の設備保守管理費や消耗品購入費などは対象外
- 補助率・上限額 3分の2(上限200万円)
- 申請期限 令和3年1月15日(金)

*申請方法など、詳しくは県ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】 県商工労働観光部観光・フロモーション室(☎019-629-5574)

市の宿泊施設感染症対策整備事業の概要

市では、県の「観光宿泊施設緊急対策事業費補助金」を受け、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む宿泊事業者を対象に、上乘せ補助を行います。

- 対象 市内宿泊事業者(県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金を受ける宿泊事業者に限る)
- 補助対象経費 感染症対策整備に要する経費
- ※ワーケーション受入環境整備は対象外
- 補助率・上限額 県観光宿泊施設緊急

対策事業費補助金の補助対象経費合計額が300万円を超えた分の3分の2(上限100万円)

- 申請期限 令和3年2月8日(月)

*申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】 本館観光課(☎41-3542)

心配な人は
ご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県
帰国者・接触者相談センター
24時間対応
☎019-651-3175
FAX019-626-0837

岩手県
感染症相談窓口
午前9時～午後9時
☎019-629-6085
FAX019-626-0837

厚生労働省
電話相談窓口
午前9時～午後9時
☎0120-565653
FAX03-3595-2756

市が独自に申請サポート窓口を設置

法人600万円、個人事業者300万円が上限 国の家賃支援給付金



市では、国が実施している家賃支援給付金の申請サポート窓口を独自に設置しています。オンライン申請がうまくいかないなど、お困りの人はぜひご利用ください。

- 対象 市内に事業所を有している人または市内に居住し市外に事業所を有している人
- 期間 12月24日(木)までの毎週火・木曜日
- 時間 午前9時30分～午後4時30分
- 会場 なはんプラザ
- 相談料 無料
- 予約 申請補助シートに必要事項を記入の上、本館商工労政課(☎41-3539)に予約

*申請補助シートは、本館商工労政課や申請サポート窓口を設置しているほか、市ホームページに掲載しています



- 1(月額上限10万円)
- 申請期限 令和3年3月31日(水)
- 提出方法
- 郵送の場合
 - ▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)
- 持参の場合(完全予約制)
 - ▷受付時間…午前9時～午後4時
 - ▷受付場所…本館商工労政課、各総合支所地域振興課

*申請様式などは、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ・予約】 本館商工労政課(☎41-3539)、各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)

国の家賃支援給付金の概要

- 対象 次の要件を全て満たす事業者
 - ▶資本金10億円未満の中堅企業やフリーランスを含む個人事業者など▶5月～12月の売上高が次のいずれかに当てはまること①1カ月で前年同月比50%以上減少②連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少▶土地・建物の賃料など(共益費、管理料含む)を支払っていること
- ※市が実施している家賃補助(花巻市中小企業持続支援事業補助金)を受けた場合でも国の給付金を受給できます
- 申請期限 令和3年1月15日(金)
- 相談窓口 家賃支援給付金コールセンター(☎0120-653-930)

*申請書類などは、国の家賃支援給付金申請用ホームページに掲載しています



【問い合わせ】 本館商工労政課(☎41-3539)